

統計調査分科会 第5回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第5回 統計調査分科会 議事次第

日 時：平成 19 年 7 月 4 日（水） 10:20～11:20

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1．開 会

2．総務省統計局及び福井県からのヒアリング

3．その他

4．閉 会

齊藤主査 お待たせいたしました。それでは、第5回「統計調査分科会」を始めさせていただきますと思います。

本日は、総務省が所管いたします指定統計調査のうち、平成19年度に実施する周期調査の民間開放へのこれまでの取り組み状況に関して、総務省統計局としてどのように受け止め、今後生かそうとしているか等について御説明をいただくとともに、平成19年就業構造基本調査の民間開放について福井県の越前市が取り組むことになったことについて、これまでの経緯等を福井県の方から御説明をいただきたいと思います。

本日は、総務省統計局より統計調査部調査企画課の飯島課長、福井県より総合政策部政策推進課の竹内参事と総務部政策統計課統計分析グループの大嶋主任にお越しいただいております。どうぞよろしく願いいたします。

説明は、まず総務省統計局の方から10分程度で御説明をいただきまして、その後、福井県の方から15分程度で御説明をいただきたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

飯島課長 まず、私の方から、資料1に基づきまして、統計局における平成19年度実施の周期調査の民間開放への取組状況につきまして、御説明させていただきます。

19年度の周期調査としては、就業構造基本調査、全国物価統計調査の2つございますけれども、この民間開放につきましては、結果的に福井県の越前市の1市での実施という形になりました。

越前市につきましては、全国物価統計調査については、調査対象地区がございませんので、結果的には就業構造基本調査での民間開放のみを実施するという形になったものでございます。

ここに至る経緯を2.に書いてございます。

まず、昨年10月に、私どもの方で「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」、基本的な考え方を整理をして、公表したところでございますけれども、これ以降、そこに書いてありますとおり、地方公共団体と意見交換・調整をしまいいりまして、10月には、公表をした後、早速全都道府県あるいは全政令市の統計主管課長にお集まりいただきまして、会議を開催して意見交換をしたところでございます。

併せまして、都道府県と人口10万以上の市を対象に質問票をお送りして、意見照会等を行ったところでございます。

また、11月には、全国6ブロックに分かれまして、ブロック別に統計主管課長会議を開催をいたしまして、ここでこの民間開放につきましても、その後の検討状況の説明をした上で意見交換をしまいいりました。

そういう中でいただいた都道府県からの御意見としては、そこに主なものを書いてございます。

まず、スケジュール面の厳しさがあるということで、市町村単位で民間開放をするに当たっては、事務処理特例条例の制定が必要になるわけですが、これは通常12月議会での案

件となっているところが多くて、2月議会での対応は厳しい。

あるいはその条例制定のためには、対象となる市町村への説明会、首長間の協議等があるということで、対応が間に合わないというお話、御指摘がありました。

また、判断する上での情報が不十分ということで、市町村への説明会を開催するとしても、説明できるような十分な情報がまだないということ。

試験調査の結果も踏まえなければ判断できないのではないかと。

あるいは調査員の扱いについても整理が必要ではないかなど、いろいろな御指摘がありました。

これにつきまして、私どもの方では、スケジュール的に厳しくて、10月に「計画」を公表して以降では間に合わないというところもあるのは事実でございましたけれども、いろいろな地方公共団体に意見照会をした結果、いろいろな御意見のところがございますので、民間開放に取り組む可能性のある団体について個別に訪問して、意見交換をさせていただきまして、また、随時試験調査の状況や基準・条件に関する検討状況といったものの情報を提示してまいりました。

そういう中で、福井県さんにおかれまして、条例制定について柔軟な考え方で対応されたということ、あるいは過去に県独自で民間開放の取組みをされ、また試験調査の経験もあったということも踏まえて、2月議会で事務処理特例条例が整備されたという状況でございます。

2ページ目でございます。

事務処理特例条例が結果的に福井県さんだけで制定されたということもございまして、福井県下の市町と個別の対応をその後してまいりました。2月以降、福井県の中の市町、全地方公共団体への説明会を集合形式で開催をいたしまして、説明、意見交換をし、また、その後、その反応も踏まえながら、福井県さんと共同で各市町と個別に意見交換を実施してまいりました。かなり回数を重ねて、いろいろな市町と意見交換をしてまいりました。

そういう中で、市町からの意見としては、適切な民間事業者が本当に応札する見込みがあるかどうか、業務量がどの程度変わるか、調査員からの理解が得られるかといった意見、疑問が出てまいりまして、統計局からは、そういったものに個別に御説明をさせていただくとともに、業者説明会を開催し、民間事業者に対しての説明を行う。また、入札仕様書モデル等の修正を行って、情報提供をするといったことで支援をさせていただいたということでございます。

越前市のほかにも意欲を示す市町があったと思うんですけれども、4月の統一地方選の影響などもありまして、結果的に検討期間も不足してきたということで、越前市1市のみの対応になったというふうに私どもでは考えております。

今後の私どもの取組みでございますけれども、結果的に19年度の周期調査の民間開放が1市にとどまったということは、当初の私どもの計画の提示、更にはその後の入札・契約に係る基準・条件の提示といった情報を提示してきたスケジュール面の厳しさといったもの

も大きな要因であったと考えております。20年度は大規模周期調査として住宅・土地統計調査を予定しておりますけれども、これにおける民間開放の実施に向けて、今回の経験も踏まえながら、より早期に情報提示していけるように進めていきたいと考えておまして、具体的にはそこに4つほどを挙げてございます。

まず、住宅・土地統計調査における民間開放の実施に向けまして、これは全都道府県ではなく、主なところになるかと思いますが、7月中に都道府県の統計主管課長にお集まりいただく会議も予定しております。そういった場も活用しながら、地方公共団体に対する早期の情報提供、意見交換をさせていただくということで、9月中には調査実施計画案も策定していきたいと思っております。

また、実施計画案の策定と並行して、越前市での民間開放の準備も進んでまいりますので、そういった検討状況も踏まえながら、統計調査員の活用方策についての検討も進めていきたいと思っております。

また、入札・契約等に係る基準・条件についても、実施計画の策定後、できるだけ早く提示をしていきたいと思っております。

更に、民間事業者からの意見聴取をするなどして、民間事業者の応札可能性について、地方にも情報提供をしていく形で、できるだけ早いタイミングでいろいろな情報が地方公共団体の方にお示しできるように努めてまいりたいと思っております。

私からの説明は、以上とさせていただきます。

斉藤主査 ありがとうございます。

それでは、恐れ入りますが、福井県の方から御説明をお願いいたします。

大嶋主任 福井県政策統計課の大嶋と申します。よろしくお願ひいたします。

私の方からは、資料2「福井県における指定統計調査の民間開放への取組状況について」の2枚を説明させていただきます。今ほどの総務省統計局さんの方の説明と一部重複するところもございりますが、御容赦いただきたいと思っております。

説明の内容といたしましては「1 事務処理特例条例の一部改正等」「2 越前市における取組状況」、最後に「3 民間開放推進に向けた課題」ということで、3点に整理して説明をさせていただきます。

まず「1 事務処理特例条例の一部改正等」ということで、こういった考え方で福井県が条例を改正をしたかということについてでございます。

昨年の10月に、統計局主催の都道府県統計主管課長会議におきまして、総務省統計局さんの計画についての御説明を受けました。それを持ち帰りまして、庁内協議、統計局さんとの協議を経まして、福井県といたしまして、2つの観点から知事の権限を市町長に移譲していく方針を決定したということで、第1点といたしましては、市町経由調査の民間開放のための環境を整備しようという観点。

もう1点といたしましては、調査員設置事務の効率化ということで、これにつきましては、市町経由の統計調査につきましては、市町村の方から県の方に統計調査員の候補者を

推薦していただいて、県が知事名で任命をする。ただ、実際の調査活動については、各市町村の方でその統計調査員を指導監督してやっていくというスキームでありましたので、調査員の設置の権限を市町村長に移譲することによって、県と市町村間の事務の効率化等が図れるのではないかとという2つの観点で条例を改正して、まず権限を移譲していこうという方針を決定したわけでございます。

それを受けまして、昨年11月に県内の市町の統計担当課長会議を開催いたしまして、そういった趣旨を説明いたしまして、12月に入りまして、条例改正の同意に係る協議を経まして、2月に条例改正案を提出し、3月に改正案が可決ということで、本年4月1日付で施行をされております。

次に「(2)市町との協議結果」ということで、条例改正案を提案した前後から5月にかけて、統計局さんともに各市町の方への説明会ないしは意見交換会を実施いたしております。

そこで出てきた主な意見といたしましては、まず、福井のような地方都市におきまして、その統計調査を受託できるような民間業者を確保できるのかという問題。

現在、登録調査員なり市町の統計協会を組織して統計調査を実施しているということで、比較的良好な関係にあるそういった登録調査員さん等から理解が得られるのかという問題。

現在の民間開放のスキームでは、統計調査員の業務を民間開放するというところで、市町村にとって、それほど業務量の軽減にはつながらないのではないかと。具体的には、調査票の審査事務等が残っておりますので、そういった意味でそれほど軽減にはつながらないのではないかと懸念も出されております。

もう一つは、現在の委託費の範囲内での民間開放ということになりますと、業者としてどこで利益を出すのだろうかという疑問といったものが意見交換会の中では出てきておりました。

そういった状況の中で、福井県の越前市において、比較的御理解を得られたということで、今年度の就業構造基本調査におきまして、民間開放の取組みをしていただくということになったわけです。

まず、越前市の基本的な考え方といたしましては、今回の取組みについては試行的に行うもので、得られた結果について、今後の民間開放に向けた課題や問題点を整理するための実証的なデータとして検討していきたいという基本的な考えを持っております。

2ページは、現在のところ決まっているスケジュールといたしましては、あさっての7月6日付で入札公告を実施する予定になっております。この入札につきましては、制限付総合評価一般競争入札ということで、価格だけではなくて、業者の質も見る方式で入札をかけようということでございます。

23日に業務の企画書と価格を入れた入札書の提出期限を設定いたしまして、31日に開札して、落札業者を決定するという流れを今、考えております。

23日～31日の間で、学識経験者による企画書の審査を行っていただきまして、31日に

決定するという段取りになっております。

8月の1か月かけまして、民間業者によりまして調査員を確保していただいて、下旬に民間業者主催で説明会を開催し、9月の上旬から実際の調査に入らせていただいて、準備調査を開始するという段取りを考えております。

(3)ですが、越前市の方におきまして、6月8日に民間開放でやりますよという記者発表をした後に、県外に本社を置きます大手の調査会社の方から連絡等がありまして、2社と情報交換会を実施したと聞いております。

そこでの業者からの意見といたしましては、その業者さんが福井県内で今、抱えているというか、確保している調査スタッフが大体10名程度しかいなく少数なものですから、仮に越前市の方の業務を受託することになった場合には、現在、越前市の方で活躍している地元の調査員さんの協力が是非とも必要ですという意見が出ております。

それから、仮に請負った場合に、その請負見込額のうちのほとんどは調査員報酬に振り分けざるを得ないということで、会社としてはなかなか利益を出すのは難しいのではないかという意見もございますし、今まで官として実施してきた実績、回収率等を基準に考えていただくと、なかなか民間業者としては達成するのは厳しい状況という意見も聞いております。

最後に「3 民間開放推進に向けた課題」ということで、3点ばかり整理をさせていただいております。

まず1点目「(1)民間開放に適した統計調査の整理と情報発信」ということで、今後、民間開放を積極的に導入して調査を実施していく調査と、やはりこれまで同様、行政側が官として直接実施していく調査という交通整理をしていただいて、それを統計調査員等も含めて情報発信をしていくべきではないかと考えております。

質の確保のためには、試験調査的な事前検証が必要ではないかと考えております。

次に「(2)統計調査員の有効活用」でございます。

やはり、現在いらっしゃる経験豊かな統計調査員は非常に貴重な人的財産でございますので、その統計調査員を有効に活用することで、民間開放を行った場合においても、その業者が円滑に業務を遂行できるようになるのではないかと。そのための仕掛けと申しますか、仕組みづくりを考えていただく必要があるのではないかと考えております。

最後に「(3)市町経由調査の場合の意思決定時期」でございます。

市町経由調査を民間開放する場合には、その前年度の極めて早い時期に市町として意思決定をしておかないと、スケジュール的に厳しいということで、先ほど御説明がありましたけれども、県の条例改正につきましては、本県の場合は2月議会が通常のスケジュールでしたので、今回に間に合いましたけれども、ほかの県さんは12月議会が通常と聞いておりますし、12月議会ということになりますと、9月ぐらいから、もう庁内協議なり市町村長との協議が始まると聞いております。

市町当初予算への反映ということで、民間委託でやる場合には、市町村の予算を委託費

という費目で持つ必要がございますが、今回の越前市の場合は、当初予算を設定する際にはそこまで考えていなかったということで、市町村の実行予算、いわゆる報酬でありますとか、消耗品費でありますとかという形で、市町村が直接執行するパターンで予算を持っておりましたので、今回、市町村の6月議会で予算を組み替えるという作業が必要になってまいりまして、スケジュールが7月にずれ込んでいるということでございますので、そういった当初予算の反映も考えますと、前年度の早い時期に市町村としての意思決定が必要になってくるということで、それをサポートするような形での国、県の方の取組みが必要になってくるのではないかとということでございます。

私の方からは、以上でございます。

斉藤主査 ありがとうございます。

それでは、先生方から御質問、御意見等をお願いいたします。どちらでも結構です。

資料3がありましたね。

竹内参事 引き続きと思ったんですが、どちらでも結構です。

斉藤主査 そうですか。どうぞやってください。お願いします。

竹内参事 済みません。福井県の政策推進課の竹内と申します。政策推進課と申しますのは、特区申請ですとか規制緩和を担当しておりまして、私は今、民間開放を進めていくためにはどうしたらいいかという観点で、少し発言をさせていただきたいと思っております。

これはたまたま個人的な事情なんですけど、こちらへ参る前の2年間、政策統計の方におりまして、福井県で独自の統計の民間開放を担当しておりましたので、そこも踏まえて、少し発言をさせていただこうかなと思っております。

今ほど、大嶋の方から説明がありましたけれども、統計業務を民間に解放するという点については、すべて何から何までとは思っておりませんで、適切な理屈で類型化をしていただいた上で進めていくんだらうなということは前提としております。

その際に、今ほどの説明にもありましたが課題がございまして、1つは統計調査の調査スタッフの質の問題。

民間開放をした場合の民間のコストの問題を解決しないと、なかなか進まないのかなということで、今回の国への提案の方でもそちらの資料3を福井県からの提案ということで出させていただいております。

2ページ目に、少しわかりやすく統計調査の民間開放に向けたイメージ図というのを付けてございますので、それに基づいて、簡単に御説明をさせていただきます。

1つは、まず質の観点です。統計調査員というのは、やはり世帯とか事業者を回るものですから、その習熟度というのは非常に重要になっておりまして、これについては、総務省統計局さんの方で18年度に個人企業経済調査の試験調査というか、全国数か所でやっておられて、もう結果も公表されておりますことなので数字を申し上げますと、例えば調査をしたときの代替率。1回断られて違うところに当たったというのが、福井県は11%、広島県は86%ということで、非常に差が出ております。

未記入の調査票の出現割合も福井県が0%、広島県が26%。これは福井県がいい人が多くて、広島県が社会的にたちが悪いのかということ、決してそういうことではなくて、従来
の調査ではどちらも回収率100%になっておりますから、これはやはりそのときに当たった調査会社の質の問題であろうと考えざるを得ないということになります。この辺をどうするかということがあります。

もう一つは、民間事業者が自ら統計調査員を養成するということが必要になるんですが、これが非常にコストがかかる。これはたまたま福井県が16年度に福井県労働状況調査というのを県単独でやっておりますので、そのときのコストを無理を言いまして、そのときの受託した会社に今、経理を見せてもらったんですが、いわゆる統計の現場スタッフではなくて、管理的人件費ですね。統計とは何ぞやとか、個人情報保護というものはこういうものとか、そういうことを説明したり、段取りをする管理人件費で民間がやはり1,000万かかっている。それは自社の統計スタッフ以外に自社の会社員をそちらの業務に専念させているということがございました。

県の場合が800万というのは、県で実施する場合に1人の専任職員がかかり切りになっていますので、ざっと計算すると年間800万ぐらいかなということなんですが、後ほどもう少し細かく分析をしたいと思います。

そういうことでありますと、統計調査員を民間事業者に統計調査のアドバイザーというか、指導員のような形で、少し派遣してあげるようなことを考えていかないと、そもそも官民競争の土俵がずれてしまうのではないかという懸念がございまして、その辺を是非御配慮をいただきたいと思っています。それが一番上のイメージ図でございます。

現在、統計調査員の方がおられて、これは統計調査員自身にも実は問題があって、平均年齢が60歳近い。

福井県で分析をしますと、60代、70代が中心になっておりますので、この先いつまでもつのかなという話もございます。

統計調査員そのものの中でも、厳しい言い方をすると玉石混交で、いろいろな質が交じり合っている。民間開放を1つのきっかけに、少し研修とか認定とか資格という発想を考えていただいて、質を上げる時期に来ているのではないかと思います。そういう方を、これはいつまでもやるようなものではないと思いますが、例えば民間に期間を区切って3年なり5年なり、少なくとも官民競争が公平に行えるような期間を設定して、国なり県なりで派遣をするという制度は必要になってくるのではないかとということで、今回提案をさせていただきます。

官民競争について、先ほど1,000万と800万ということですが、ここだけ見ると、200万程度の官民格差と見えるんですが、実はこの800万というのは、職員の給与でございますので、自治体がやる場合には外に見えないコストになってございます。

民間の1,000万については、600万がいわゆる民間の会社員の給与で、400万については、それでは追っ付かないので、福井県の方の職員が職務としてお手伝いをしていたという事

情がございまして、トータルコスト的には1,000万ですが、外に見えてくる数字で言いますと、600万とゼロということになりますので、この辺の格差が、先ほどもありましたが、民間がとても利益が出せないという1つの根拠になっているのかなと思います。この部分を公的なところでしばらく見てあげれば、ある程度公平な計算、競争が導入できるのではないかと考えております。

最後に、先ほどの類型化ですが、これもなかなか利益が出せないという1つの理由として、現在周期調査の5年に1回ということなんですが、まさに先ほどの大嶋の発言にもありましたが、調査員が少ないというのは、5年に1回の調査のために調査員を抱えられないということとございまして、例えば月次調査のようなものであれば、民間企業であっても計画的に調査員をある程度確保できて、質も高めていくことができるということなので、そういうところも今後は検討していくべきなのではないかと考えております。

以上でございます。

斉藤主査 ありがとうございます。

では、先生方から御質問、御意見をお願いいたします。いかがですか。

どうぞ。

椿専門委員 どうもありがとうございました。もともとの登録の統計調査員の人材というものをうまく活用するという御提案、あるいは非常に詳細な分析をされているということで、大変貴重な御意見をちょうだいできたと思います。

今回の民間開放に当たって、現時点での登録調査員並びに統計協会さんという、今まで調査を支えていた方々からの理解が得られるかということに関しての意見が、やはり自治体の中でかなり見られたということなんですけれども、実際問題として、例えば資料3のような今回の御提案というのは、その種の声に応える形ということで出てきている部分も在るのでしょうか。あるいはその民間開放の中で、今までの登録調査員さんがそれなりの役割を果たせることの必要性というのを、自治体の方で強く感じていらっしゃるのか。基本的なことの確認で恐縮なんですけれども、まずその辺を教えていただければと思います。

竹内参事 登録の統計調査員さんは、やはり非常に一生懸命していただいているというのは根っこにございます。ただ、実態を見ると、非常に高齢な方ですとか、親子など代々引き継いでいくということも出ておまして、やはり実態を見ながら、優秀な方とそうではない退室していただいてもいいような方は分けるべきではないかということで、一概にどちらだというつもりはないんですが、その辺が重要なのかなというふうに思っております。

椿専門委員 関連して、統計局というか、国に対する要望ということもあるわけなんですけれども、確かにおっしゃるとおり、そもそも統計調査を民間開放する際に、統計調査を行う調査員の方の力量というものをどう認定するか。あるいはその統計調査を行うそもそも民間機関自体の組織の力量というのをどういうふうに判断するかということに関して、勿論民間委託のガイドライン等をつくっているということは承知しているんですけども、

民間委託のガイドラインは、どちらかという組織的に何ができるかということに対して、具体的な調査員の力量に関して、むしろ福井県さんに出していただいたような提案に関して、統計局としてはどういうふうにお考えがあるかということをお教えいただきたいと思っております。将来的な、あるいは将来というかかなり近い課題ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

飯島課長 全体の調査員、制度をどうするかという話になりますと、ちょっといろいろな省、関係するところ、あるいは統計基準担当のところもありますので、答え切れないと思うんですが、今回の越前市のケースについて言えば、やはり市の中で52の調査区が調査対象になりますので、それに見合うだけの調査地区を担当できるような調査員を確保しなければいけないということで、今まで御協力いただいていた調査員の方にも、今回の民間を活用した調査の際も御協力いただけるような形ができないかということで今、いろいろと御相談をさせていただいているというところがございます、やはり今まで御協力いただいた統計調査員の活用というのは、非常に重要なことだと思っております。

椿専門委員 たびたび恐縮ですけれども、一方で力量をきちんと評価するということは、多分現在、国内では一般的に社会調査士とか専門社会調査士制度というこの種の調査を行う方の力量を認定する制度とか、国際的にもこの種の調査を行う力量というものを評価に認定する制度に関しては、いろいろな議論があるところではないかと思っておりますけれども、そういうものに対して、福井県さんが考えているような意味での評価登録といいますか、認証的なことというのを進めて、それなりに一定の力量を持った方々を育てるということ。これは県の方で提案していただいていることではありますけれども、非常に重要なポイントではないかと思ったんです。

飯島課長 民間が使う調査員、あるいは国、地方公共団体が使う調査員共通で、やはりそういう能力のある調査員、調査スタッフを育成、確保していくというのは非常に重要なことだと思っております。

認定制度的なものは考えられるかどうかというのは、ちょっと私どもだけではお答えできない部分もありますけれども、調査を企画、実施する立場としても、調査員向けのいろいろな研修教材とかを用意しながら、日々の調査員の能力向上、人材育成に努めてきているところで、こういった取組みというのは、今後も更に広げていきたい、進めていきたいと思っております。

斉藤主査 どうぞ。

引頭専門委員 丁寧な御説明ありがとうございました。簡単に3点質問がございます。

福井県さんの方で2点あって、最初の資料2の2ページ目の(3)で、民間業者と情報交換をされたというのを非常に興味深く拝見したんですが、これはどれも否定的な意見が多かったんですけれども、何か肯定的な意見はありましたかというのが1点目の質問です。

2点目は、2ページの3の(1)の課題の御提言なんですけれども、質の確保のためには、事前検証が必要ということで、事前検証とおっしゃっているんですけれども、もし具

体的に事前検証のイメージがあれば、教えてくださいというのが2点目です。

3点目は、統計局さんへの質問です。去年はいろいろスケジュール的に無理があって、今年はそのスケジュールを前倒しをしたり、いろいろなところに御説明を行ったというお話を今、伺ったんですけれども、それを踏まえて、現時点でこれからこういうところに手を挙げそうな都道府県さんの御反応というのは、今の段階でどんな感じかということを知りたいと思います。

以上です。

大嶋主任 まず第1点目の県外業者との意見交換会の中で肯定的な意見があったかどうかということですが、私どもも意見交換の場に直接立ち会ったわけではないので、そのときの議事録をちょうどいしているだけなんですけど、実績づくりも含めてやってみたいと考えているという意見は出ているようです。

引頭専門委員 それぐらいということですか。わかりました。

大嶋主任 議事録を見る限りでは、そういうところでございます。

それから、事前検証が必要ではないかということの具体的なイメージですが、越前市での取組みは、就業構造基本調査の本調査の中で試行的に取組むという形になっておりますが、本来であれば、個人企業経済調査の試験調査をやったときのように、事前に試験調査をするという形で準備をした方がよかったですのではないかとことです。

引頭専門委員 わかりました。

飯島課長 引き続きまして、今度、住宅・土地統計調査に向けてのいろいろな準備、取組みの中で、まだ都道府県、地方自治体との意見交換も、この先7月中にも幾つか予定しておりますけれども、既に個別に照会が来る形でお答えしているようなケースもございます。いろいろ情報交換はさせていただいているところですが、具体的にこの県でこういう動きというところまでは、まだちょっと見えていない状況です。

できるだけ早めに情報を提供して、またそういった動きもとらえていきたいと思っております。

斉藤主査 私の方から幾つか質問というよりも、ちょっと考え方をお伝えしたいと思います。

この「市場化テスト」の法律ができて、昨年から今年にかけては時間がなかなかなかったというのはやむを得なかったと思うんですが、今の先生のお話と関連するんですけれども、今後のことを考えると、スケジュール面の厳しさというのは、極端に言うと理由にならないと思うんです。

つまり、いろいろな周期とかもあるでしょうから、例えば1年準備したらできるもの、2年準備したらできるんだというものを整理して、その対策をきちんととっていけば、スケジュールが厳しいから云々という問題は、少なくとも理由にならないというか、消えるだろうと思うんです。

問題は、スケジュールというよりも、本当にその内容にアグリーされるかどうかという

ことの方が大事なので、どうしてもやろうということになれば、今年はできないけれども、来年やろうとか、来年度は間に合わないけれども再来年度からやりますというふうになると思うんです。そういうふうに前向きに積み上げていかないと、これは進まないのではないかということが1つ感じました。

それと、福井県の方からいろいろな説明会の反応が資料2に4つくらい並べてありますが、これはまさしく生の声だと思うんですけれども、やはり法定受託の仕事に関しては、最初からこういう問題が起こるのではないかなということは考えられていたわけですね。民間業者は、当然利益の出ないものは長期的にはやれない、やらないと思います。最初のうちは官的な仕事も少ししてみようかとかそういう気持ちもあるでしょうけれども、しかし、事業会社というのが利益を犠牲にしてずっとやるはずがない。むしろその厳しさと、そのための民間の持つ工夫や知恵をこういう仕事に取り入れられないかというのが、逆に言うと「市場化テスト」の目的でもあると思うんです。

そうすると、民間ではどういうふうにしたら利益が出るようにコストを下げられるかということ、やはりパイを大きくするという事しか本来はないと思うんです。役所の方も、ある意味では3つ、4つの仕事をなさっているから、その仕事単位で賃金等々を計算すると0.3だとか0.2だとかいう計算にはなるということだと思うんですが、これも民間では全く同じでありまして、越前市のこの1つの仕事だけをやりなさい。そのための人が民間で1人いるとか2人いるとかということになると、物すごいコストが高くなるのは明々白々でありまして、そうすると県、自治体にお願いする法定受託というものをどうやって大きくカバーして民間にやらせるのかという、国の仕事という失礼なんです、私は国の仕事というのはそれをどうやるかという企画、知恵を民間、あるいは自治体と一緒に検討していくということが国の仕事だと思うんです。

これはできないではないか、ほらできないよというのではなくて、それができるようにするにはどうするか。もう少しテリトリーを広く業者にやらせる方法はあるか。法的な問題もあるかもしれません。

そういうことを今、ちょうど竹内さんの方から御提案があったのは大変すばらしい御提案だと思います。こういうのも1つのアイデアだと思うんです。そうすると、やはり是非こういうのは総務省の方でも、ではこういうことを取り組んでみるか。今まで例えば1億かかっていたトータルコストで、3,000万円を国が使ってやれば、あとの分は民間を使った自治体関係でやれるとかとなってくると「市場化テスト」が目的とするような効果が出てくるわけですから、官の仕事というのは私はそういうことではないのかなと思いますので、ちょっとコメントのようで申し訳ないんですが、是非前向きに取り組んでいただけないかなという感じはいたしました。

先生方、何かございますか。

高橋専門委員 私が言おうとしていたところで、斉藤主査が言われたので繰り返す必要はないんですが、今回の判断する上での情報が不十分という意見が都道府県から出ている

わけですけれども、果たしてそれを今度越前市の結果を見ていて、そういったことをやろうといったインセンティブになるかならないか。私は非常にその辺は重要だと思います。

ですから、是非これは成功しなければいけないし、みんながこれは面白いという形で持っていないと、いつまで経ってもやはり出てこない可能性があるのではないか。そのためには、やはり国も県の方も一生懸命努力や何かをされればと思いました。

斉藤主査 ちょっと時間が押しておりますので、申し訳ございませんが、一応お話はここで切らせていただきまして、本日のこの審議を参考にしながら、分科会として法定受託事務の民間開放を着実に進めていくにはどうしたらいいか。これは進めたいと思いますけれども、いろいろ真剣に検討させていただきたいと思います。

大変ありがとうございました。

(総務省関係者、福井県関係者退室)

斉藤主査 それでは、続いての議題です。第3回と第4回の分科会で行われました各省からのヒアリングに関連しまして、厚生労働省及び国土交通省から追加資料が提出されておりますので、これらについて事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料4、5を説明させていただきます。

資料4は、厚生労働省の方から、前回の6月7日のヒアリングの際に、国に業務を引き上げるという説明があったんですけれども、それはどういう意味ですか、調査員調査をやめて郵送調査にするという理解でよいのかといったような質疑が分科会の中であったんですけれども、それについて厚生労働省の方で整理して、ペーパーを出していただきました。

ざっと読みますと、今回公共サービス改革法の対象とする方向で洗い出しを行った社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査の実査については、地方公共団体を經由して実施している部分について、平成21年度に、本省から直接郵送で、配布・回収を行う方向で検討している。

就労条件総合調査の実査については、都道府県労働局を經由し、調査員調査で実施しているやり方を、平成20年度に、本省から直接郵送で、配布・回収を行う方向で検討しているという意味であるということで説明をいただいています。

分科会において、これは引頭先生からのお尋ねだったと思いますが、国民生活基礎調査の実査については、現状の調査方法では、国の事務に引き上げても民間事業者の受託可能性がないということで、国の事務に引き上げるといった選択肢を書いていないということでございます。そのほかの調査では国の事務に引き上げることが書いていましたが、国民生活基礎調査についてはそれが書いていませんでした。それについては、繰り返しのようになりますが、現状の調査方法ではそれが難しいということで、当面考えていないということでございます。

資料5でございます。これは国土交通省の調査についてです。鉄道車両等生産動態統計調査を公共サービス改革法の対象として考えるということで、いつから公共サービス改革法の対象にするかという点についてですけれども、分科会の中では、早ければ平成20年度

から検討したいということだったんですが、ここら辺の事情を国土交通省さんの方で整理をしていただきました結果、平成 21 年度から実施する方向で検討したい。

それにつきましては、そこに書いてありますとおり、鉄道車両等生産動態統計調査については、調査の一部を地方運輸局における鉄道事業の管轄部署を経由して実施しているところで、本件統計調査事務の民間開放を行うためには、地方運輸局における当該調査事務の実施体制、事業所管に関連する業務と当該調査事務の関連性、管内調査データの業所管業務への活用等について精査するとともに、円滑な民間への移行について地方運輸局との間で十分な調整が必要である。また、当該調査実施のために確保されている予算が、民間開放をすとした場合には、その実行経費に比べて大分少額になっているという現状がありますので、民間開放に当たっては予算の増額要求が必要になる。そういった作業を平成 20 年度に行いたい。それを踏まえて、平成 21 年度の予算要求に向けて、地方運輸局等との調整を図り、公共サービス改革法の適用も含め民間開放の検討を行うということにしているということで、実際には平成 21 年度からの実施を検討したいという説明でございます。以上です。

齊藤主査 ありがとうございます。このことについて、何かございますか。よろしゅうございますか。

今の鉄道なんですけれども、私、財務省の人間ではないのなんですけれども、これは注意しないと、今、業務調査をやっておられて、その仕事の中の予算の中で行われていたんだらうと思うんです。やれ統計の民間開放だとか何とか出てきたので、改めてこれを予算申請しなければいかんということになって、それなら今までの業務調査の方の予算は削られた上できちんとした新しい予算がのってこないと、そこが逆にきちんと行われるのかと国民として心配しますけれどもね。

事務局 そこは現在の経費の方が、民間開放をするための実行経費と考えますと、ちょっと実態に合っていないような部分もありますので、そこら辺は国土交通省の方できちんと整理をして、精査をして予算要求を行いたいということです。したがって、その点は大丈夫かと思えます。

齊藤主査 わかりました。

熊埜御堂参事官 若干補足しますと、これは指定統計調査ですので、指定統計調査としての存在ということを考えれば、きちり整理をされているべき話だとも思いますので、おっしゃるような懸念も含めて、事務局の方で精査をしたいと思いますが、本日のところは、平成 20 年度の 4 月からということではなくて、21 年度からスタートということで、真摯に検討したいということについてお受け止めいただければということで御説明させていただきました。

齊藤主査 わかりました。それは了解です。よろしゅうございますね。

それでは、本日の統計調査分科会はこれで終了いたします。次回の日程については、追って事務局から連絡をいたします。本日はお忙しい中お集まりいただき、大変ありがとうございます。

ございました。

引き続きまして、懇談会を開催いたしますので、傍聴者の方は、大変おそれ入りますけれども、退室をお願いいたします。